

自立支援医療（精神通院）をご利用の皆さまへ

『自立支援医療受給者証（精神通院）』（以下『受給者証』という。）について

- ・1枚目の『受給者証』は、公費負担を受けるために重要な書類です。原則ご本人または保護者の方が所持し、医療機関・薬局等を利用される際に、その都度ご提示してください。
- ・この『受給者証』のご提示がない場合には、原則、公費負担を受けることができません。失くしたり、汚したりされませんように保管してください。
- ・この『受給者証』の有効期間は、1年間です。ただし、市外から転入された方は、前住所地で交付された『受給者証』の有効期間の期限までとなります。
- ・継続して利用を希望される場合は、『受給者証』に記載されている有効期間の終了する日の3カ月前から、お住まいの『区保健福祉センター健康課（精神保健福祉係）』で、更新手続きをお願いします。ご不明な点がございましたら、お住まいの『区保健福祉センター健康課（精神保健福祉係）』へお問い合わせください。
- ・この『受給者証』に記載されている、お名前、住所、健康保険、医療機関・薬局等に変更が生じた場合には、お住まいの『区保健福祉センター健康課（精神保健福祉係）』で、変更手続きをお願いします。

『自己負担上限額管理票』（以下『管理票』という。）について

- ・2枚目、3枚目の『管理票』は、『受給者証』に記載されている医療機関・薬局等をご利用されてお支払になった金額を、その都度、ご利用された医療機関・薬局等で書き入れてもらってください。
- ・自立支援医療（精神通院）では、健康保険の3割負担を1割負担に減じるものですが、世帯の所得の状況等に依りて、1カ月の自己負担上限額（自己負担上限額は、『受給者証』に記載されています。）を認定しています。そのため、1カ月間に支払った医療費の総額（『受給者証』に記載されている医療機関・薬局等に限る。）が、上限額に達した場合、それ以降、その月に支払う自己負担は、免除になります。

【お問い合わせ先】

- | | | |
|--|-----|----------|
| ・東区保健福祉センター（保健所）
東区箱崎2丁目54-27 | 健康課 | 645-1079 |
| ・博多区保健福祉センター（保健所）
博多区博多駅前2丁目8-1 | 健康課 | 419-1092 |
| ・中央区保健福祉センター（保健所）
中央区舞鶴2丁目5-1（あいれふ6階） | 健康課 | 761-7339 |
| ・南区保健福祉センター（保健所）
南区塩原3丁目25-3 | 健康課 | 559-5118 |
| ・城南区保健福祉センター（保健所）
城南区烏飼5丁目2-25 | 健康課 | 831-4209 |
| ・早良区保健福祉センター（保健所）
早良区百道1丁目18-18 | 健康課 | 851-6015 |
| ・西区保健福祉センター（保健所）
西区内浜1丁目4-7 | 健康課 | 895-7074 |

※『受給者証』と『管理票』は、切り離さずにご利用ください。